

## 招待選手宿泊費及び交通費支給規程

令和5年5月1日 競技運営委員会承認

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟主催の日本インターナショナルダンス選手権大会、全日本10ダンス選手権大会、JBDF全日本プロフェッショナルダンス選手権大会・全日本アマチュアダンス選手権大会、スーパージャパンカップダンス（以下、4大大会という）における招待選手に対する宿泊費及び、交通費の支給について定めることを目的とする。

### (招待選手)

第2条 招待選手とは、4大大会において、招待選手の基準を満たした選手をいう。招待選手の基準については、4大大会の大会要項にそれぞれ明記する。

### (支給対象者)

第3条 主管団体以外の広域加盟団体に登録している招待選手を支給対象者とする。

### (宿泊費)

第4条 宿泊費については、以下に定める料金を上限とし、実費を支給する。

- (1) 1室1名利用の場合は、1泊あたり12,000円（税込）を上限とする。
- (2) 1室2名利用の場合は、1泊あたり20,000円（税込）を上限とする。

### (交通費)

第5条 交通費の支給は、新幹線及び飛行機代のみとし、以下に定める料金の実費を支給する。

- (1) 最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。
- (2) 新幹線については、普通指定料金とする。
- (3) 飛行機については、エコノミークラス料金とする。

### (手配)

第6条 宿泊先及び交通チケットについては、招待選手が各自で手配する。

### (精算)

第7条 宿泊費及び交通費の精算には、領収書の提出を義務とする。招待選手は、大会当日もしくは大会終了後、速やかに領収書を提出しなければならない。

### (その他)

第8条 本規程に定めのない事項については、その都度、事情を考慮して決定する。

### 附 則

- 1 この規程は、令和5年5月1日から施行する。